

## 迫り来るこの国の恐怖と貧困

-安倍のトリック壊憲とどう闘うか-

弁護士 岡 田 尚

### プロローグ

…「イスラム国」人質問題で見えてきたもの

### <事実経過>

- 2014年8月 湯川さん拘束
- 11月 後藤さん拘束 (家族が外務省へ連絡)
- 2015年1月 17日 安倍首相カイロで演説  
「ISIL と闘う周辺各国に総額2億ドル程度の支援を約束する」
- 20日 2人の殺害警告の動画  
「解放には2億ドル払え」  
「日本の首相へ。あなたは『イスラム国』から8000キロ以上も離れているのに、自ら進んで (対『イスラム国』の) 十字軍への参加を志望した」

※安倍首相は2人が人質になっているのを知りながら、カイロ演説をしていた

### <2004年のイラク人質問題との比較>

- ・イラクの3人は解放されたが、今回は2人とも殺された。その違いはどこか
- ・イラクの時の政府・自民党首脳 (小泉首相、安倍幹事長)

△4月11日 人質解放声明

「我々は、3人の拘束に対して、市民の命を軽視する日本政府の姿勢を、大きな苦痛を伴って聞いた。我々は、3人の日本人が占領軍に汚されていないことを確認した。人質の家族の悲しみを考慮し、自衛隊撤退を求める日本国民の姿勢を評価して、24時間以内の解放を決めた」

△解放前 安倍幹事長

「テロリストが人質を解放する旨宣言しなければならなかった原因は、日本政府が、断固として『自衛隊を撤退させない』という姿勢を表明したために、追い詰められたからだ」

△同 小泉首相

「テロリストの卑劣な脅しに屈しない」

→ (テロリスト呼ばわりされたことに対して) 「24時間以内の方針を変える」

- ・誰が、国民の命と安全を危機に陥れているのか、何が人質を救済したのか
- ・両人質問題に対する人々の反応の違い

イラクは「自己責任」論、「非国民」の大合唱。イスラム国は？

### 第1 終わったばかりの統一地方選挙をどうみるか

- ・何よりも投票率が問題
- ・与党の勝利と共産党の躍進の関係

## 第2 安倍第1次内閣成立以降、この国に何が起きているか

→そして、それは第2次でより強固になり暴走している

- ・1960年代 岸政権「安保改定」による米軍への従属化
- ・1980年代 中曽根政権による「戦後政治の総決算」
- ・2006年代 第1次安倍政権による「戦後レジームからの脱却」と、質量ともに大違いの攻撃

- 1 壊憲、戦争する国・できる国づくり
- 2 雇用破壊、労働者の権利剥奪
- 3 教育改悪
- 4 増税・TPP等

1の実現のためには2、3は不可欠であり、4等によって発生する貧困あるいは閉塞感戦争へ駆り立てる要因となる

## 第3 憲法を巡るせめぎ合いの今

### 1 「切れ目」ない戦争（安全保障）法制の整備→何と何の「切れ目」なのか

### 2 安倍による「戦争する国」への暴走

- (1) 第1次政権では、
  - ・国民投票法（改憲手続法）の立法化
  - ・教育基本法の改定
  - ・防衛庁の省への格上げ
- (2) 第2次政権では、
  - ・2013年12月6日、特定秘密保護法の強行立法化
  - ・これと前後して「国家安全保障会議（日本版NSC）」設置
  - ・「防衛計画の大綱」（自衛隊が敵のミサイル基地を攻撃できる）
  - ・「中期防衛計画の大綱」（自衛隊に米軍海兵隊のような殴り込み部隊をつくる）
  - ※以上の2つは専守防衛から積極的攻撃への質的転換
  - ・2014年7月1日、「集団的自衛権行使容認」の閣議決定
  - ・2014年10月、日米防衛協力の指針（ガイドライン）の見直し中間報告
  - ・2014年12月、特定秘密保護法施行

### 3 今通常国会での戦争（安全保障）法制改編が最大の攻防戦

どんな法律のどこをどう改正しようとしているのか

- (1) 政府・与党協議と戦争法制
- (2) 集団的自衛権行使容認による有事法制の拡張と再起動
  - ①有事法制とその体系
  - ②閣議決定と日米防衛協力指針中間報告
  - ③戦争法制による有事法制の拡張
- (3) 3つの自衛隊海外派兵法制
  - ①海外派兵法制と閣議決定・中間報告
  - ②周辺事態法の再生と「重要影響事態法」への変身

- ③海外派兵恒久化法（一般法）の創出
- ④PKO法とPKOの変質
- (4) グレーゾーン事態への自衛隊の投入
  - ①現行法制と閣議決定・中間報告
  - ②治安・警察の領域への自衛隊の投入
- (5) 戦争法制がもたらすもの

#### 4 明文改憲の動き

2月4日、安倍・船田会談「来年の参議院選挙後に憲法改正の発議を」以後、公明党に配慮し「環境権や知る権利」等加憲し、緊急事態条項はガッチリ入れる  
来年参議院選挙後に、国民投票実施へ

#### 第4 私たちは、その岐路に立っていることに気づいているのか

- ・ ニーメラーの警句  
「ナチ党が共産主義を攻撃したとき、私は自分が多少不安だったが、共産主義者でなかったから何もしなかった。ついでにナチ党は社会主義者を攻撃した。私は前よりも不安だったが、社会主義者ではなかったから何もしなかった。ついでに学校が、新聞が、ユダヤ人等々が攻撃された。私はずっと不安だったが、まだ何もしなかった。ナチ党はついに教会を攻撃した。私は牧師だったから行動した—しかし、それは遅すぎた。」
- ・ 妹尾河童  
「私が少年『H』で描きたかったことは、庶民にとっての戦争の悲惨さもあるが、それより庶民は戦争への動きを何も知らされず、知ろうともせず、実は危険な道に向かっていたのに、神戸の街で、ずっと平和が続くと思いついで、のどかに暮らしている庶民の姿であった。気づいたときは、もう引き止めようがなかった、あんなことは、二度と繰り返すべきではない。」
- ・ 私たちは歴史の中継ランナー  
「私の命は私のものだが、未来は未来の人のもの…どんな未来を手渡すのか」
- ・ 同じ敗戦国であるドイツと日本の戦後の違い  
…なぜ、日本にヴァイツゼッカーはいないのか

#### 第5 改憲、壊憲を許さない闘いをどう構築するか

##### 1 沖縄はどうして勝ったのか

- ・ 米軍による破壊と被害の歴史
- ・ これとの闘いの歴史
  - 1995年10月、少女暴行事件で9万
  - 2007年9月、沖縄戦に関わる教科書問題で11万
  - 2012年9月、オスプレイ配備反対で10万2千
- ・ 2013年1月～2月 「建白書」が分岐点（新基地反対やオスプレイ配備反対で、41自治体の首長、議会議長で上京して突きつけた）
- ・ 「従来の保革」協同による「オール沖縄」の画期性

2 本土では何故できないのか？同じように米軍基地のある横須賀や大和、座間、相模原ではどうなってるのか

3 昨年(2014)の10月26日法律家4団体主催 横浜公演大集会の発想と結果

4 2015年2月21日山下公園大集会の広がりと意義

## 第6 そこでどうする？何ができるのか？

1 「憲法とは何か」をもう一度学習して、条文の理解に留めず、これを内実化し、憲法を我がものにしよう

- ・立憲主義によって立つ憲法の役割（国民の義務規定ではなく国家権力を縛る）
- ・憲法は、この68年どう生きてきて、どう攻撃され、どう活かされてきたか（決してやられっぱなしではなかった）
- ・国民主権・平和主義・基本的人権尊重の憲法理念がもたらす世の中と、自民党憲法改正草案がもたらす世の中を具体的に比較する

2 9条即ち平和こそがすべての人権が守られるための基盤であることにゆるぎなき確信をもつ

- ・戦争になれば、人権は死滅する
- ・自衛官の命と人権を守る裁判の意義…護衛艦「たちかぜ自殺裁判」を経験して
- (1) 自衛隊員も9条で命と人権が守られている→戦闘地域には行かぬ
- (2) 9条と自衛「隊」は、これまでも論じられてきた。護憲をいう人にも、9条と自衛「官」という問題については、認識が欠けていたか少なくとも薄かったのではないか
- (3) 「人を殺す」組織から「人を救う」組織へ（9条のものの自衛隊へ）

3 戦争はイヤ、平和への希求の根強く圧倒的な力を信じ、これに依拠した護憲、活憲運動を幅広く

- ・後藤田正晴  
「憲法は、生まれは必ずしもよくないが、育ちがよかった。人類が向かうべき光があった。普遍的理想をこの憲法はもっている」
- ・野中広務  
「憲法の掲げる理念に則って国際平和に貢献すべき」  
(「しんぶん赤旗」特別インタビュー)
- ・古賀誠  
「平和主義は世界遺産に匹敵する」(しんぶん赤旗日曜版インタビュー)  
「私は安倍の抑止力になる」(2014年3月17日神奈川生協講演)
- ・野田聖子  
「集団的自衛権は人を殺す、殺される問題。憲法の姿を大きく変えることに拙速はいけない」(「世界」2014年6月号)
- ・鈴木恒夫(元文科大臣)  
「私にとっての平和」(2014年11月23日港北9条の会講演)

- ・防衛省元幹部3人（箕輪登、竹岡和美、小池清彦）の志  
「我、自衛隊を愛す 故に、憲法9条を守る」（2007年発行、かもがわ出版）

#### 4 世界から9条を、平和への展望をみよう

- ・ コスタリカ、パナマ、エクアドル、フィリピン、ベネズエラ、ボリビアの憲法が、平和についてどう規定しているか知っていますか
  - ・ 米国に「九条の会」があることを知っていますか
  - ・ 平和構築の新しい波  
ラテンアメリカ（1998ベネズエラ～2006ボリビアまで）、  
アフリカ（アラブの春）、アジア（ASEANの動き）
- ※笹本潤「世界の『平和憲法』新たな挑戦」（2010年発行、大月書店）

#### 5 他の諸課題（原発、消費税増税、TPP反対運動との結合）

→根っこは一緒

#### 6 機会をみつけ、隣の人に解りやすく、ささやくように「受難の憲法」を「不屈の憲法」に…ここまで守り抜いた闘いに確信をもつ

#### エピローグ

…「KY」（空気を読みすぎる）及び「シニシズム」（冷笑主義）からの脱却、決別へ

##### ・ 瀬木比呂志『絶望の裁判所』

その理由の一つに『法などの明確な規範によってしてはならないこと』の内側に、『してもかまわないことになっているものの、本当はしないほうがよいこと』のみえないラインが引かれていることがあると思われる。デモも、市民運動も国家や社会のあり方について考え、論じること、第一のラインには触れないが、第二のラインには微妙に触れている。普通の国民、市民は、第二のラインを超えること自体に対して、また、そのようなテーマに興味をもち、考え、論じ、行動すること自体に対して、一種のアレルギーを起こすようになってしまう。不幸な事態である。」

##### ・ 山本七平『空気の研究』

「最終的決定を下し、そうせざるを得なくしている力をもっているのは一に『空気』であって、それ以外にない」

##### ・ 岸本裕紀子『オバマのすべてーやるべきことは全てやる！』

「シニシズムという考え方は、『否定すること』とは違う。『これはダメだ。間違っている』という否定は、新しい行動を起こすきっかけになりえる。しかし、シニシズムの態度を貫けば、身の回りで起きていること、自分が歩んでいる道は、自分を越えた何ものかによって決定されており、『世の中そんなものだ。仕方がないね』と諦めてしまう。そして可能性を信じて現状突破する方法を考え抜いたり、努力するのを放棄することになる。そういった考え方に基づけば、何事も発展させられない。」

##### ・ 森達也

「放送禁止歌は誰が決めた」